

交渉(全労働福島支部)議事概要

福島労働局長(当局)は、令和3年10月12日(火)、全労働福島支部執行委員長(全労働支部)と職員の処遇改善等に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

全労働福島支部

次の事項について、「2021全労働秋季統一要求書」の提出があり、処遇改善の立場から問題を解決するよう要求された。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
- 2 労働行政体制の拡充について
- 3 賃金の改善等について
- 4 定年延長をはじめとする高齢期雇用について
- 5 超過勤務縮減について
- 6 都道府県労働局のあるべき人事制度について
- 7 職業安定行政にかかる業務課題について
- 8 非常勤職員の労働条件改善について
- 9 昇格改善について
- 10 人事評価制度について
- 11 人事異動期の諸課題について
- 12 自然災害への対応について
- 13 健康・安全の確保について
- 14 民主的公務員制度と労働基本権の確立等について
- 15 労働条件関連予算の拡充等について

当局

要求のあった事項について、次のとおり回答した。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について

福島労働局独自の「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る福島労働局の基本方針」を策定し、感染防止の基本的対策(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)の徹底を指示しており、また、飛沫防止パネルの窓口への設置、マスク、アルコール消毒液等の配布を行い、全ての職員が安全に業務を行えるよう健康管理に留意し、職場体制の確保等について取り組んでまいります。

2 労働行政体制の拡充について

福島県民をはじめとする国民の期待に応えるためには行政体制の整備、拡充が不可欠であると認識している。

直面する行政需要に的確に対応するため、効果的・効率的な行政運営に努めてまいりたい。

新規採用職員の確保、再任用職員の活用、非常勤職員の確保等により、行政体制の確保に引き続き努めてまいりたい。

3 賃金の改善等について

賃金については労働条件の基本であり、職員の労働意欲に関わる重要な問題であると認識している。

なお、8月に人事院東北事務局長に対し、現場の状況を踏まえ一層の改善を図るよう文書による要請を行った。

4 定年延長をはじめとする高齢期雇用について

多様な働き方の確保、年金支給開始年齢までの生活維持にふさわしい賃金水準を維持できるよう努めてまいりたい。

5 超過勤務縮減について

職員の健康確保の観点からも、超過勤務の縮減については更なる取組が必要であると認識している。引き続き、超過勤務時間の把握を適切に行ってまいりたい。

6 都道府県労働局のあるべき人事制度について

行政体制の確保のため、労働行政のすべての分野における専門性の維持・向上は、重要な課題であり要求事項は真摯に受け止めている。

7 職業安定行政にかかる業務課題について

職業安定行政の根幹にかかわる重要事項であり、行政サービスへの信頼の観点からも重要であると認識している。

8 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員の雇用の安定、賃金・諸手当の改善、休暇制度等の拡充及び労働条件・職場環境等の改善は必要であるものと認識している。

9 昇格改善について

昇格問題は、賃金に密接に関係しているほか、職員の士気、働きがいに

も関わる問題であり、また、労働行政に対する社会的評価にも関わる重要な問題と認識している。

10 人事評価制度について

人事評価に当たっては、その評価の斉一性や公正性を担保されるよう、また、人事評価の目的である長期的な人材育成につなげていけるよう十分に配慮してまいりたい。

なお、人事評価結果については、国家公務員法に基づき、任用、給与等人事管理の基礎とするために行われるものであるため、その運用が適切に行われるよう努めてまいりたい。

11 人事異動期の諸課題について

赴任旅費の移転料が実費支給とされた中で、赴任者及び事務担当者の負担軽減の要求については真摯に受け止めている。引き続き、赴任者及び事務担当者の負担軽減を図ってまいりたい。

宿舎については重要な労働条件であることから、地域の実情に応じた必要な宿舎数の確保、老朽化対策、退去時の配慮など切実な要求であると認識している。

12 自然災害への対応について

自然災害における職員等の安全を確保するため、早い段階での特別休暇の適用や甚大な被害が予想される場合の庁舎閉庁、公務員宿舎への入居をはじめ住居確保は重要であると十分に認識している。

13 健康・安全の確保について

職員等の健康・安全の確保及びメンタルヘルス対策については、「福島労働局健康管理実施要領」、「福島労働局心の健康づくり計画」及び「福島労働局における署所の職員及び来庁者の安全確保対策要綱」、ハラスメント対応マニュアルの適切な運用を図ってきたところである。引き続き、研修・周知等を適切に実施してまいりたい。

14 民主的公務員制度と労働基本権の確立等について

労働基本権の重要性は十分認識しており、労働組合の団結、組織不介入については真摯に受け止めている。

15 労働条件関連予算の拡充等について

労働行政の円滑な推進を図るため、必要な予算の確保について、適切に対応してまいりたい。